交 指 第 1 0 0 号 令和元年12月17日

交通部内所属長
各 警 察 署 長

青森県警察本部長

審査基準等の通知について

放置駐車違反確認事務受託対象法人関連業務、駐車監視員資格者証関連業務、放置違反金の納付命令及び車両の使用制限に係る手続等の審査基準、標準処理期間及び処分基準(以下「審査基準等」という。)については、行政手続法(平成5年法律第88号)に基づき、「モデル審査基準等の改定について(通知)(平成18年11月13日付け青警本交企第649号外)及び「審査基準の改正について(通知)」(平成18年12月5日付け青警本交指第412号。以下「旧通達」という。)により運用してきたところであるが、別添のとおり改めて通知することとしたので、執務の参考とされたい。

記

- 1 審査基準及び標準処理期間の概要
- (1) 確認事務受託対象法人の登録(法第51条の8第1項)
- (2) 確認事務受託対象法人の登録の更新(法第51条の8第6項)
- (3) 駐車監視員資格者証の交付(法第51条の13第1項)
- (4) 講習課程修了者と同等以上の技能等を有する者の認定(法第51条の13 第1項第1号ロ)
- (5) 駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付(確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「規則」という。)第9条第2項)
- (6) 認定書の再交付(規則第10条第5項)
- (7) 駐車監視員資格者証の書換え交付(規則第13条第1項)
- (8) 駐車監視員資格者証の再交付(規則第13条第2項)
- 2 処分基準の概要
- (1) 登録法人に対する適合命令(法第51条の9)
- (2) 確認事務受託対象法人の登録の取消し(法第51条の10)
- (3) 駐車監視員資格者証の返納命令(法第51条の13第2項)
- (4) 放置違反金の納付命令(法第51条の4第4項)
- (5) 車両の使用制限命令(法第75条の2第2項)

担当:交通指導課 指導取締係

平成18年11月30日作成

法 令 名 : 道路交通法

根 拠 条 項 : 第51条の8第1項

処 分 概 要 : 確認事務受託対象法人の登録

原権者(委任先): 青森県公安委員会

法 令 の 定 め:

道路交通法第51条の8第2項(登録の申請)

道路交通法第51条の8第3項、第4項(登録の要件)

確認事務の委託の手続等に関する規則第2条第1項、第2項(登録の申請)

確認事務の委託の手続等に関する規則第3条、第4条(登録の要件)

審 査 基 準:

道路交通法第51条の8第3項各号のいずれにも該当せず、かつ、同条第4項各号のすべて に適合するときには、登録する。

道路交通法第51条の8第3項第2号ハに該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、 暴力団等の関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると 認められる者をいう。

- (注1)暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。
- (注2)暴力的不法行為等とは、確認事務の委託の手続等に関する規則第3条に掲げるもの をいう。

道路交通法第51条の8第4項第1号に掲げる要件に適合する場合とは、申請法人がその旨を誓約する場合等当該法人が同号に掲げる機械器具等を用いて確認事務を行うものであると認められる場合をいう。

道路交通法第51条の8第4項第2号に掲げる要件に適合する場合とは、登録申請時において、当該申請法人が2名以上の駐車監視員資格者証保有者を現に確保している場合等、当該申請法人が駐車監視員を用いて放置車両の確認等を行うものであると認められる場合をいう。

標準処理期間:50日間

申 請 先:青森県公安委員会

問い合わせ先:青森県警察本部交通部交通指導課 017-723-4211

平成18年11月30日作成

法 令 名 : 道路交通法

根 拠 条 項 : 第51条の8第6項

処 分 概 要 : 確認事務受託対象法人の登録の更新

原権者(委任先): 青森県公安委員会

法 令 の 定 め:

道路交通法第51条の8第2項(登録の申請)

道路交通法第51条の8第3項、第4項(登録の要件)

確認事務の委託の手続等に関する規則第2条(登録の申請)

確認事務の委託の手続等に関する規則第3条、第4条(登録の要件)

審 査 基 準:

道路交通法第51条の8第3項各号のいずれにも該当せず、かつ、同条第4項各号のすべて に適合するときには、登録を更新する。

道路交通法第51条の8第3項第2号ハに該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、 暴力団等の関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると 認められる者をいう。

- (注1)暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。
- (注2) 暴力的不法行為等とは、確認事務の委託の手続等に関する規則第3条に掲げるもの をいう。

道路交通法第51条の8第4項第1号に掲げる要件に適合する場合とは、申請法人がその旨を誓約する場合等当該法人が同号に掲げる機械器具等を用いて確認事務を行うものであると認められる場合をいう。

道路交通法第51条の8第4項第2号に掲げる要件に適合する場合とは、登録申請時において、当該申請法人が2名以上の駐車監視員資格者証保有者を現に確保している場合等、当該申請法人が駐車監視員を用いて放置車両の確認等を行うものであると認められる場合をいう。

標準処理期間:50日間

申 請 先:青森県公安委員会

問い合わせ先:青森県警察本部交通部交通指導課 017-723-4211

平成18年11月30日作成

法 令 名 : 道路交通法

根 拠 条 項 : 第51条の13第1項

処 分 概 要 : 駐車監視員資格者証の交付

原権者(委任先): 青森県公安委員会

法 令 の 定 め:

確認事務の委託の手続等に関する規則第11条(駐車監視員資格者証の交付の申請)

審 査 基 準:

道路交通法第51条の13第1項第1号のいずれかに該当し、かつ、同項第2号のいずれにも 該当しないときには、駐車監視員資格者証の交付を行う。

道路交通法第51条の8第3項第2号ハに該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、 暴力団等の関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると 認められる者をいう。

- (注1)暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。
- (注2) 暴力的不法行為等とは、確認事務の委託の手続等に関する規則第3条に掲げるもの をいう。

標準処理期間:30日間

申 請 先:青森県公安委員会

問い合わせ先:青森県警察本部交通部交通指導課 017-723-4211

平成18年11月30日作成

法 令 名 : 道路交通法

根 拠 条 項 : 第51条の13第1項第1号ロ

処 分 概 要 : 講習課程修了者と同等以上の技能等を有する者の認定

原権者(委任先): 青森県公安委員会

法 令 の 定 め:

確認事務の委託の手続等に関する規則第10条第1項から第3項まで(認定の基準及び手続)

審 査 基 準:

道路交通法第51条の13第1項第1号ロの認定の基準は、確認事務の委託の手続等に関する規則第10条第1項に規定されているが、同項の「その技能及び知識を審査して行う」とは、原則として、駐車監視員資格者講習における修了考査と同程度の難易度の考査を実施することにより行うこととする。

標準処理期間:14日間

申 請 先:青森県公安委員会

問い合わせ先:青森県警察本部交通部交通指導課 017-723-4211

平成18年11月30日作成

法 令 名 : 確認事務の委託の手続等に関する規則

根 拠 条 項 : 第9条第2項

処 分 概 要 : 駐車監視員資格者講習修了証明書の再交付

原権者(委任先) : 青森県公安委員会

法 令 の 定 め:

審 査 基 準:

判断基準は法令の定めによる。

標準処理期間:14日間

申 請 先:青森県公安委員会

問い合わせ先:青森県警察本部交通部交通指導課 017-723-4211

平成18年11月30日作成

法 令 名 : 確認事務の委託の手続等に関する規則

根 拠 条 項 : 第10条第5項

処 分 概 要 : 認定書の再交付

原権者(委任先) : 青森県公安委員会

法 令 の 定 め:

確認事務の委託の手続等に関する規則第9条第2項

審 査 基 準:

判断基準は法令の定めによる。

標準処理期間:14日間

申 請 先:青森県公安委員会

問い合わせ先:青森県警察本部交通部交通指導課 017-723-4211

平成18年11月30日作成

法 令 名: 確認事務の委託の手続等に関する規則

根 拠 条 項 : 第13条第1項

処 分 概 要 : 駐車監視員資格者証の書換え交付

原権者(委任先): 青森県公安委員会

法 令 の 定 め:

確認事務の委託の手続等に関する規則第13条第3項

審 査 基 準:

判断基準は法令の定めによる。

標準処理期間:14日間

申 請 先:青森県公安委員会

問い合わせ先:青森県警察本部交通部交通指導課 017-723-4211

平成18年11月30日作成

法 令 名: 確認事務の委託の手続等に関する規則

根 拠 条 項 : 第13条第2項

処 分 概 要 : 駐車監視員資格者証の再交付

原権者(委任先) : 青森県公安委員会

法 令 の 定 め:

確認事務の委託の手続等に関する規則第13条第3項

審 査 基 準:

判断基準は法令の定めによる。

標準処理期間:14日間

申 請 先:青森県公安委員会

問い合わせ先:青森県警察本部交通部交通指導課 017-723-4211

平成18年11月30日作成

法令名:道路交通法根拠条項:第51条の9

処 分 概 要 : 登録法人に対する適合命令

原権者(委任先) : 青森県公安委員会

法 令 の 定 め:

処 分 基 準:

登録法人に法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しない事実が認められた場合には、 当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事情を勘案して、当該 事実に応じた必要な措置をとるべきことを命ずることとする。

なお、次のような場合は、適合命令は行わないこととする。

・ 法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなった事実が判明した後、当該法人 が速やかにこれを是正・回復等しようとしており、その早期是正・回復等が見込まれる とき。

問い合わせ先:青森県警察本部交通部交通指導課 017-723-4211

平成18年11月30日作成

法令名:道路交通法根拠条項:第51条の10

処 分 概 要 : 確認事務受託対象法人の登録の取消し

原権者(委任先) : 青森県公安委員会

法 令 の 定 め:

処 分 基 準:

登録法人に道路交通法第51条の10各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、 当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ、 当該法人においてとられた再発防止措置その他諸般の事情を勘案して、登録の取消しの適否 について判断することとする。

なお、次のような場合には、登録を取り消さないこととする。

・ 登録法人の役員が道路交通法第51条の8第3項各号のいずれかに該当することとなった場合において、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。

問い合わせ先:青森県警察本部交通部交通指導課 017-723-4211

平成18年11月30日作成

法 令 名 : 道路交通法

根 拠 条 項 : 第51条の13第2項

処 分 概 要 : 駐車監視員資格者証の返納命令

原権者(委任先): 青森県公安委員会

法 令 の 定 め:

確認事務の委託の手続等に関する規則第14条

処 分 基 準:

駐車監視員資格者証の交付を受けた者が法第51条の13第2項各号のいずれかに該当する事 実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正 の見込み、再発のおそれ等諸般の事情を勘案して、同資格者証の返納命令の適否を判断する。

ここで同項第3号の規定に基づいて駐車監視員資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による駐車監視員資格者証の不携帯、自己又は他人の利益を図るための放置車両の見逃し、自己又は他人の利益を図るための重大な秘密の漏洩等その態様、動機等からみて悪質な法令違反、義務の不履行をいう。

問い合わせ先:青森県警察本部交通部交通指導課 017-723-4211

平成18年11月13日作成

法 令 名:道路交通法

根 拠 条 項:第51条の4第4項

処 分 概 要:放置違反金の納付命令

原権者(委任先):青森県公安委員会

法 令 の 定 め:

道路交通法第51条の4第1項及び第3項

処 分 基 準:

第51条の4第3項の規定による報告に係る車両を放置車両と認める場合(同条第4項 ただし書に規定する場合を除く。)は、当該車両に係る違法駐車行為が天災等の不可抗力 に起因するなど、当該車両に係る違反を当該車両の使用者の責めに帰することが著しく 相当性を欠くと明らかに認められる場合を除き、当該使用者に対し、放置違反金の納付 を命ずることとする。

問い合わせ先:青森県警察本部交通部交通指導課指導取締係

 $(0\ 1\ 7-7\ 2\ 3-4\ 2\ 1\ 1)$

平成18年11月13日作成

 $(0\ 1\ 7-7\ 2\ 3-4\ 2\ 1\ 1)$

法 令 名:道路交通法 根 拠 条 項:第75条の2第2項 処 分 概 要:車両の使用制限命令 原権者(委任先):青森県公安委員会 法 令 の 定 め: 道路交通法施行令第26条の8 (車両の使用の制限の基準) 処 分 基 準: 使用制限の期間の基本量定については、前歴の回数、放置違反金の納付命令の回数及 び車両の種類に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。

問い合わせ先:青森県警察本部交通部交通指導課指導取締係

備

考:

別添 処分量定の基準

前歴の回数・放置違	前歴なし			前歴1回			前歷2回以上
反金の納付命令 の回数 車両の種類	3回	4回	5回以上	2回	3回	4回 以上	1回以上
大型自動車、大型特殊自動車、 準中型自動車、中型自動車又 は重被牽引車	30 日	40 日	50 日	60 日	70 日	80 日	3月
普通自動車	20 日	30 日	40 日	40 日	50 日	2月	2月
大型自動二輪車、普通自動二 輪車、小型特殊自動車又は原 動機付自転車	10 日	15 日	20 日	20 日	25 日	1月	1月